

公益社団法人門真納税協会 役員の報酬等に関する規程

第1章 総 則

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人門真納税協会（以下「本会」という。）定款第21条に基づき、本会の役員報酬及び費用の支払いに関する必要な事項を定めるものである。

第2条（用語の定義）

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 役員 定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員 役員のうち、事務局に常勤する理事をいう。
- 三 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 四 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与、その他役員としての職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（以下「退職慰労金」という。）をいう。
- 五 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

第3条（報酬等の支給）

本会は、非常勤役員に対して、報酬等を支給しない。

- 2 本会は、常勤役員に対して、役員報酬を支給することができる。
- 3 本会は、常勤役員に対して、役員賞与を支給することができる。
- 4 本会は、常勤役員の退職に当たって、その任期に応じ、退職慰労金を支給することができる。

第2章 常勤役員の報酬

第4条（常勤役員報酬の額の決定）

本会の常勤役員の報酬月額、別表1の常勤役員俸給表を上限とし、会長が、常勤役員俸給表のうちから理事会の承認を得て常勤役員の報酬月額を決定し、支給する。

第5条（常勤役員報酬の支給）

常勤役員報酬の支給日、支給方法等、支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

第3章 常勤役員の賞与

第6条（常勤役員賞与の額の決定）

本会の常勤役員の賞与の額は、別表2の常勤役員賞与基準に基づき、会長が、理事会の承認を得て決定し、支給する。

第7条（常勤役員賞与の支給）

常勤役員の賞与の支給日、支給方法等、支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

第4章 常勤役員の退職慰労金

第8条（常勤役員の退職慰労金の支払対象）

常勤役員の退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

第9条（退職慰労金の額の決定）

退職慰労金は、次の各号をそれぞれ乗じた額とする。

- 一 退任時の最終常勤役員報酬月額
- 二 常勤役員在任年数。ただし、1年に満たない端数は、5か月以下は切り捨て、6か月以上は1年に繰り上げる。
- 2 退任する常勤役員がその在任中特に功労が顕著であったと認められる場合には、前項で計算した額の50%の範囲内で特別加算を支給することができる。
- 3 常勤役員が、辞任勧告又は解任により退任した場合には、総会の決議により、第1項で計算した額を減額若しくは支給しないことができる。

第10条（退職慰労金の支払い）

退職慰労金は、会長が、理事会の承認を得て決定し、退任の日より1か月以内に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の特別加算を支給する場合には、会長が、理事会の承認を得て決定し、総会の承認を得て支給する。

第5章 費用

第11条（費用）

本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 役員の出張に伴う旅費については、旅費規程に準じて支払う。
- 3 常勤役員には、その通勤の実態に応じて通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

第6章 雑 則

第12条（公表）

本規程は、本会における認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として定めるものであり、これを公表する。

第13条（規程の改正）

本規程は、総会の決議によって改正することができる。

第14条（その他の事項）

本規程の実施に関する必要な事項は、会長が、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 本規程は、公益社団法人の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- 2 常勤役員の退職慰労金については、施行後に退任する常勤役員に対して適用する。
- 3 平成25年5月16日改正施行

<別表1：常勤役員俸給表(単位：円)>

号俸	月 額	号俸	月 額
第1号	300,000	第6号	550,000
第2号	350,000	第7号	600,000
第3号	400,000	第8号	650,000
第4号	450,000	第9号	700,000
第5号	500,000		

<別表2：常勤役員賞与基準>

常勤役員賞与 = 月額役員報酬(注) × 4以内とする

(注) 夏季賞与は3月31日現在、年末賞与は9月30日現在に適用されている額とする。

なお、賞与基準の計算式における「4以内」は、夏季賞与及び年末賞与のそれぞれに適用する。